

## 『否定と肯定』

デボラ・E・リップシュタット 著 山本やよい 訳  
ハーバーコリンズ・ジャパン 1,194 円 (本体)

### 弁護士必読の書

会員 山本 博 (9期)



題名がわかりにくかった関係もあり、映画にまでなったのにマスコミが大きく取りあげなかったため、法廷物であるにもかかわらず読んだ弁護士はほとんどいない。読み終わると深い感動を受けるノンフィクションで弁護士必読の書である。

なぜかという、まずホロコーストという第二次世界大戦で忘れてはならない歴史的な大事件を扱ったものなのだ。法廷は英国、原告は米国人、事件現場はドイツとポーランドという国際的事件である。単にそれだけでなく、真実と正義の戦いであり、言論の自由の擁護、人種差別、さらには反動右翼との闘いの記録なのだ。さらに弁護士として読めば、証拠収集の責務、反対尋問の法廷技術、立証責任の転換問題などのまさに生きた教科書なのである。

事件そのもので言えば、米国の大学の歴史学者であるリップシュタットが、最近台頭したネオ・ナチ運動の擁護者であり、「ホロコースト不存在説」のリーダー的役割を演じている著名な歴史学者デイビット・アーヴィングを痛烈に批判する本を出したのに対し、アーヴィングが名誉毀損として英国の裁判所へ訴えた事件である。

名誉毀損訴訟の場合、米国だと公人がこの訴訟を起して勝つためには、訴訟の対象になる言動が「現実の害意」を持って公表されたことと、著者がその虚偽を知っていたか、そして真実か虚偽かの判定を無責任に怠ったことを原告が証明しなければならない。つまり訴因になった要件事実につき立証責任が原告側にある。ところが英国では逆になる。英国では被告が要証事実の立証に成功しないかぎり法的懈怠として原告の勝訴になってしまう。さらに米国では信頼できる資料に基づいて批判を展開し、その資料が誤りであることを知ることが不可能だった場合、著者はある程度の保護を受けられる。ところが英国では、資料が信頼できるか否かにかかわらず資料に頼ったことは抗弁にならない。アーヴィングがこの訴訟を英国で提起したのはそうした法制度の違いをねら

ったわけである。

被告はダイアナ妃事件の代理人で有名になった事務弁護士（ソリシター）アンソニー・ジュリアスに事件を依頼する。アンソニーは、この事件の防御方法をホロコーストが現実起きたか否かでなく、被告の言葉が真実か否か立証する方針をたてる。同じ事務所の事務弁護士に加え二人の助手を専従の調査員とし、法廷弁護士（バリスター）としては高名な勅撰弁護士リチャード・ランプトンを依頼する。さらに専門家証人として二人の高名な歴史学者を選び、そのスタッフ全員で応訴の準備にとりかかる。というのは英国の法廷では事務的公判の前に日本の準備手続に似た正式事実審理前審問手続がある。そこで被告の答弁書を中心に事実が明確にされるわけだが、それに先立って証拠開示の手続きがあり原告とともにそれぞれが有する関連資料（通信物・文書・本・データなど）を相手方に引き渡す義務がある。また専門家証人の報告書も提出しなければならない。相手方が出した資料もすべて重要か否かのチェックが必要になる。こうした準備に数カ月かかる。費用が百六十万ドル。

法廷では喋りまくる原告と、弁護士の指示で沈黙を守る被告と際立って対照的。

資料の捏造・歪曲・誤謬をくり返す原告の嘘をあばくランプトンの反対尋問が実に鮮やかで拍手したくなる。専門家証人は次々と原告の誤りを指摘する。そして英国紳士の見本のような裁判官の温和だが毅然とした訴訟指揮。後半になって冗漫な原告の証言を注意する態度は、膨大な資料を隅から隅まで精読しているのがわかる。

被告の危惧不安にも拘らず判決は被告の全面的勝利。ホロコーストが実際に行われたことをはっきり認定。さらに原告の行動とホロコースト否認説が、ネオ・ナチ右翼勢力の台頭に大きな役割を果たしていることまで明らかにしたのである。

(ちなみに難しい本書の翻訳をやりとげた訳者はお父上が検察官であられた。)